

名古屋教育学院規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語及び日本文化の国際的な普及を含める日本語教育を行い、言語文化の異なる人々との相互理解を深めることに寄与することを目的として設置するものとする。

(名称)

第2条 本学は、名古屋教育学院という。

(位置)

第3条 本学の本校は、愛知県犬山市大字犬山字西古券 77-12（福元産業ビル内）に置く、分校は、愛知県犬山市大字犬山字西古券 119-2（名古屋教育学院B棟内）に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第一部・第二部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第一部	進学1年3か月コース	1年3か月	30名	2クラス	1月生
	進学1年半コース	1年6か月	40名	2クラス	10月生
	進学1年9か月コース	1年9か月	40名	2クラス	7月生
	進学2年コース	2年	40名	2クラス	4月生
	小 計		150名	8クラス	
第二部	進学1年3か月コース	1年3か月	30名	2クラス	1月生
	進学1年半コース	1年6か月	40名	2クラス	10月生
	進学1年9か月コース	1年9か月	40名	2クラス	7月生
	進学2年コース	2年	40名	2クラス	4月生
	小 計		150名	8クラス	
計			300名	16クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、1月、4月、7月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の表に掲げる学期とする。

進学1年3か月コース		進学1年半コース	
第1学期	1月1日～3月31日	第1学期	10月1日～3月31日
第2学期	4月1日～9月30日	第2学期	4月1日～9月30日

第3学期	10月1日～3月31日	第3学期	10月1日～3月31日
------	-------------	------	-------------

進学1年9か月コース		進学2年コース	
第1学期	7月1日～9月30日	第1学期	4月1日～9月30日
第2学期	10月1日～3月31日	第2学期	10月1日～3月31日
第3学期	4月1日～9月30日	第3学期	4月1日～9月30日
第4学期	10月1日～3月31日	第4学期	10月1日～3月31日

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業 7月20日から8月31日まで
- (5) 冬季休業 12月20日から1月5日まで
- (6) 春季休業 3月5日から3月31日まで

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

- (1) 進学1年3か月コース
総授業時数： 950時間（1日4時間、週5日20時間）
- (2) 進学1年半コース
総授業時数： 1140時間（1日4時間、週5日20時間）
- (3) 進学1年9か月コース
総授業時数： 1330時間（1日4時間、週5日20時間）
- (4) 進学2年コース
総授業時数： 1520時間（1日4時間、週5日20時間）

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、品行等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員

- (3) 教員 15人以上 (うち専任5人以上)
 - (4) 生活指導担当者 3人以上 (うち専任1人以上)
 - (5) 事務職員 1人以上 (うち専任1人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 修学目的が明確であり、学費支弁に支障がなく、信頼のおける保証人を有する者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 日本語能力試験のN5レベルと同等能力がある者又は日本語学習経験が150時間以上である者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、1月、4月、7月、及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、90日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

認定コース	目的	修業期間	入学時期 (月)	生徒納付金(円)				
				選考料	入学金	授業料	その他	計
進学1年3か月 コース	進学	1年3か月	1	21,000	84,000	750,000	75,000	930,000
進学1年半コー ス	進学	1年6か月	10	21,000	84,000	900,000	90,000	1,095,000
進学1年9か月 コース	進学	1年9か月	7	21,000	84,000	1,050,000	105,000	1,260,000
進学2年コ ース	進学	2年	4	21,000	84,000	1,200,000	120,000	1,425,000
備考	(1) 授業料 600000 円(年間) (2) 施設費 30000 円(年間) (3) 教材費 30000 円(年間)							

(注)その他(健康診断料、保険料、課外活動費など)は、来日後実費で精算する。

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することができる。

3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 22 条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

(注) 例外等は次とおりです。

- ① 一旦納入された入学選考料は、いかなる理由があっても返金いたしません。
- ② 在留資格認定証明書が不交付の場合は、入学選考料を除く全納入金を返還いたします。
- ③ 在留資格認定証明書が交付されたにもかかわらず、査証の発給申請をせずに不來日の場合、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書・在留資格認定証明書の返却が必要です。
- ④ 在外公館で査証の発給申請をしたが認められず來日できなかった場合は、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書の返却と「在外公館において査証が発給されなかったことの確認」が必要です。
- ⑤ 査証を取得したが、出国前に入学を辞退した場合又は査証の失効が確認できた場合は、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還いたします。ただし、入学許可書の返却が必要です。
- ⑥ 査証を取得し來日した学生が、中途退学した場合は、入学選考料と入学金は返還しません。授業料・施設設備費等も原則として返還しません。
- ⑦ 査証を取得し來日した学生が不入学になった場合における、納付金の扱い基準は上記⑥項目に準じます。
- ⑧ 期日までに必要書類を提出できなかったときや書類等に不備があるときは、受付けない場合もあります。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

第 23 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 24 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 25 条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。(4 条・5 条・8 条・12 条・19 条 改訂)

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。(1 条・4 条・10 条 改訂)

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。(4 条・10 条 改訂)

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(3 条・4 条・10 条 改訂)